

令和6年度流山市ブランド推進業務委託
仕様書

1 業務名

令和6年度流山市ブランド推進業務委託

2 業務の目的

令和3年4月に策定した『流山市ブランディングプラン』に基づき、本市のブランディングを展開していくための「受け皿」としての機能を目的とした流山市ブランディングサイト「ながれやまStyle」（以下「本サイト」という。）への誘引を中心とした、本市のブランディング業務を推進し、本市のブランド周知・意識向上、本市のブランドへの共感・愛着に寄与することを目的とする。

「ながれやまStyle」 <https://brand.city.nagareyama.chiba.jp/>

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。

4 業務の内容及び範囲

本業務は、原則として本市のブランディングに係る一切の業務とし、その内容及び範囲は次の①から⑤までに定めるものとする。なお、①から⑤までの項目の内容以上に効果的なブランディング手法があると流山市（以下「委託者」という。）が認めた場合は、受託者と協議の上、変更を行うことができる。

- ① 本市のブランド情報拡散プランの策定・実行
- ② 本市のブランド情報拡散活動の周知
- ③ 市民モデル選定
- ④ 効果測定及び成果等の分析並びに報告書の作成
- ⑤ 上記①から④までの業務実施報告書の提出

5 業務の詳細

①本市のブランド情報拡散プランの策定・実行

- ・ 本市の転入対象である首都圏域に在勤・在住する20代後半から30代の子育て世代共働き夫婦(DEWKS)（以下「ブランディング対象」という。）に向けた本サイトへの効果的な誘引を通じ、本市のブランド資源への認知・共感の増幅を図ること。

- ・ YouTube、Instagram、X、FacebookなどのSNS(以下「SNS等」という)、web広告等で本市のブランド資源情報を市内外に向け拡散し、本サイトを本市のブランド資源情報の受け皿として機能させること。なお、本年度の本サイトへの目標新規訪問者数を「19,000uu」とする。
- ・ 本市のブランド拡散メッセージは「母になるなら、流山市。」「父になるなら、流山市。」を主軸とすること。
- ・ ブランディング対象に向け情報拡散エリアを選定し、本市のPR動画拡散・SNS広告を中心とした効果的な情報拡散を、本市と協議のうえ実施すること。
- ・ 令和5年度に制作した、市民が市の魅力を伝えるという本市のPR動画の方向性に加え、市内複数個所での撮影やふるさと納税返礼品の魅力も伝えるなど、SNS等にて本市のブランド情報を展開する1分程度の動画を20本以上制作すること。
- ・ 令和5年度に作成した本市のPR動画および令和6年度に制作する本市のPR動画が、SNS等で閲覧できる環境を構築すること。

②本市のブランド情報拡散活動の周知

- ・ 本業務におけるブランディング活動をプレスリリースし、各メディアに情報拡散すること。
- ・ オウンドメディアや自社SNS等の媒体を活用した効果的なPRを実施すること。

③市民モデル選定

- ・ 本サイトトップページ写真を更新するため、委託者が公募(※1)した市民モデルの中から、2組以上のモデルを選定すること。

※1 本市がモデル公募する際、募集先母体として本市と受託者を併記する。情報拡散プランにおいて、モデル公募活動自体をPRに活用する場合は、本市と受託者が協働で公募活動を進めることとし、受託者は提案書にその旨明記すること。

④効果測定及び成果等の分析並びに報告書の作成

- ・ 本業務の評価項目および効果測定方法を本市のブランディング展開前に検証し、具体的プランのもと活動すること。
- ・ 事業実施期間中も定期的に効果測定を実施し、必要に応じて都度戦略の見直しや修正などを実施し、ブランディング効果の最大化を図ること。
- ・ 業務終了後には、本業務における全体の効果測定を実施・報告するとともに、本市が要請するデータ等の提供に協力し、報告書を作成すること。

⑤業務実績報告書の提出

- ・ 上記①から④までの業務実施報告書を提出すること。

6 必要事項の補充

本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項であっても、当然に必要なと認められる事項については、受託者の責任において補充するものとする。

7 著作権の扱いについて

- ・ 本業務において作製された広告物並びに納入された成果物に含まれる写真データロゴ及びキャッチコピー等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定される権利を含む）は、履行期間に関わらず、本市に帰属する。
- ・ 受託者を含む当広告作製の関係者は、当広告制作物を自己PR、記録又は事業実績の紹介等の目的の場合に限り、使用することができる。
- ・ 権利関係が委託者に帰属しないものについては事前に本市と協議の上その扱いを決定する。

8 支払方法

業務完了後、一括払いとする。

9 その他

- ・ 業務内容については、仕様書に基づく内容とするとともに、応募時に提案した内容を遵守し実施すること。
- ・ 仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と協議すること。
- ・ 業務上知り得た事項について守秘義務を負うこと。
- ・ 業務の実施にあたり、疑義が生じた事項については本市と協議の上対応すること。

10 問い合わせ先

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

流山市 総合政策部 マーケティング課

電話：04-7150-6308（直通）

FAX：04-7150-0111

メール：market@city.nagareyama.chiba.jp